

成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関

よこはま成年後見推進センター

【運営：横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター】

後見業務で迷ったらご相談ください

よこはま成年後見推進センターは、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として、横浜市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を目的に、各種事業を実施しています。

- ① 広報：制度の周知・啓発
- ② 相談：相談支援機関や支援チームのバックアップ
- ③ 利用促進：申立支援や後見人等受任調整
- ④ 後見人支援：**親族後見人**や市民後見人等の支援
- ⑤ 不正防止：後見人等に関する苦情受付

親族で成年後見人・保佐人・補助人を されている方に関する取組

■ 親族後見人等からの相談対応

後見等業務において、疑問や不安なことがあれば電話やメール、来所等でご相談に応じます。

電話：045-201-2088

メール：ansin-c@yokohamashakyo.jp

■ 親族後見人等向け講習会、個別相談会の開催

親族後見人としての役割等を学ぶ機会として講習会を開催しています。

また、後見等業務を行う専門職による個別相談会も行っています。

* 日時等詳細は、添付の開催案内チラシをご確認ください。

■ 「後見事務報告の書き方」解説動画の掲載

日々の後見業務の留意点、事務報告書の書き方についての解説動画を、当センターのホームページに掲載しております。



よこはま成年後見推進センター

検索

クリック



後見人の業務



*後見事務計画書提出後

後見人の業務の流れ、業務の留意点等をまとめています。
ご本人とつながっている支援者と連携することで、ご本人の
権利擁護支援をチームで進めることができます。

日々の後見業務（報告書作成基準日の翌日～作成基準日の1年単位）

- ・財産管理
- ・訪問
- ・各種契約等手続き
- ・サービス利用の調整
- ・支援者とのやり取り、権利擁護支援チーム会議の参加 など

1年単位で家庭裁判所に後見業務を報告します。その業務を毎年繰り返します。

家庭裁判所に報告

- 後見事務報告書
- 財産目録
 - *報酬を請求する場合
- 報酬付与申立書
- 報酬付与申立事情説明書

1年間の後見業務やご本人の様子、財産等の変化をまとめ、家庭裁判所に提出します。

主な後見業務	留意事項
① 財産管理 ・本人名義の財産を管理 ・財産処分は必要最低限の範囲 ・収支は金銭出納帳で都度記録	* 後見事務費(面会時の交通費、郵券代等)は、本人の財産から支出可能 * 報酬は、年1回の事務報告と合わせて別途申立てが必要 * 居住用不動産の処分は、事前に家庭裁判所の許可が必要
② 訪問、面会（同居の場合を除く） ・本人の様子や体調を把握する ・生活環境の変化の確認 ・訪問時に生活費等を渡す	* 随時ケアマネジャーや計画相談等、支援者と情報共有 支援者の訪問日に合わせて、定期訪問している例もあります。 * 介護、福祉サービス利用が必要な場合、下記の相談支援機関に相談 ・区役所 高齢・障害支援課 ・地域包括支援センター(高齢) ・基幹相談支援センター(障害)
③ 各種契約 ・介護、福祉サービスの利用契約 ・サービス提供状況の確認 ・入院申込等の契約	* 契約締結後は、本人に適切なサービス等が提供されているか、支援者とのやり取りや、支援チームの会議の参加を通じて確認します。 * 後見人は医療同意の権限はなく、身元引受人や保証人にもなれません。
④ 相続が発生した時 ・原則、法定相続分を確保する	* 本人と後見人が共に相続権がある場合、特別代理人の申立てをします。

- * よこはま成年後見推進センターのホームページに「後見事務報告書の書き方」解説動画がありますので、ご視聴ください。
- * 事務報告書類の作成で迷ったら、家庭裁判所またはよこはま成年後見推進センターまでご相談ください。

後見業務や事務報告等で迷ったら、よこはま成年後見推進センターにご相談ください。相談内容によって、必要な関係機関等もご案内します。

よこはま成年後見推進センター 電話 045-201-2088

■ 法的課題が生じた場合

後見業務の中で、被後見人等に法的課題(債務整理、消費者被害等)が生じた際に、下記の弁護士相談を行っております。

横浜生活あんしんセンター専門相談【1時間・無料】

「高齢者・障害者の方々の権利を守るための弁護士相談」(毎週木曜日、予約制)

法律的な整理や対応方法等の助言を行います。

案件に対し1回限りの利用です。

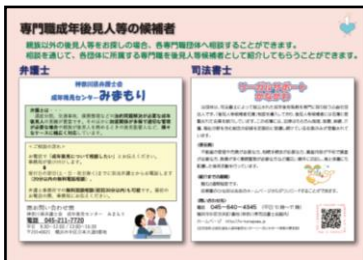
※相談を受けた弁護士が解決したり、その場で受任したりするものではありません。

問合せ：横浜生活あんしんセンター 電話：045-201-2009



■ 後見人等の辞任(交代)、追加選任

親族後見人の活動が続けられなくなった時に備えて追加選任する時は、家庭裁判所に申立てが必要になります。その中で候補者を見つけること、どのように選ぶか迷われた時は、よこはま成年後見推進センターにご相談ください。各専門職団体や法人後見団体の窓口の紹介や、適任な候補者を検討する成年後見人等候補者調整会議(※)の案内等ご相談に応じます。



専門職成年後見人等の候補者ちらし

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士の各団体に相談し、団体所属の専門職を候補者として紹介してもらうことができます。



法人後見リーフレット

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等の法人後見も、候補者として考えられます。

(※)成年後見人等候補者調整会議について

後見人等候補者を紹介する仕組みとして、本人にとって一番ふさわしい専門職団体または市民後見人を公式な会議で選定します。申立て前にご本人と候補者が面談を行い、相性等確認し、本人が納得の上で申立てを進めることができます。

よこはま成年後見推進センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1丁目1番地 横浜市健康福祉総合センター9階

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター内

☎045-201-2088 FAX:045-201-9116 E-mail:ansin-c@yokohamashakyo.jp

開所日時：月～金曜日 9時～17時 (土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)